

(証券コード：8952)  
2019年3月4日

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
ジャパンリアルエステイト投資法人  
執行役員 中 島 洋

## 第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年3月19日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、当投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがって、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### ※規約第14条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

### 記

1. 日 時 2019年3月20日（水曜日）午前11時（開場：午前10時）

2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

丸の内ビルディング 7階

「丸ビルホール&コンファレンススクエア」

※前回の投資主総会と開催場所及び開始時刻が異なりますので、ご注意ください。

※ご来場の際は末尾のご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

### 4. 議決権の代理行使について

投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

---

**【お願い】** ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**【ご案内】** ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当投資法人のホームページ (<https://www.j-re.co.jp/>) に掲載いたします。

◎当日は、投資主総会終了後、同会場におきまして、当投資法人の資産運用会社であるジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社が、当投資法人の運用状況等に関する説明会を開催いたします。ご多忙と存じますが、ご参加いただければ幸いです。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由：

- ① デリバティブ取引につき、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できる」と定められており、この規定により、金利スワップの特例処理を適用することができることから、規定の簡素化のため、規約第28条第1項第(6)号の一部を削除するものであります。
- ② 「配当可能利益の額」の計算方法等につき、今後、税制等の改正により、計算方法等が変更になる場合にも対応できるよう、規約第32条第1項第(2)号に一部追加を行うものであります。
- ③ 当投資法人の成立時の資産運用会社の名称及び住所に係る規定につき、住所の変更があったことを踏まえ、旧住所を削除し、併せて規定の簡素化のため、規約第38条を一部削除し規定を整えるものであります。
- ④ 上記のほか、日付を西暦表記に統一する変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものであります。  
(変更箇所は下線の部分であります。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産評価の方法、基準及び基準日) 第28条</p> <p>(6) 第25条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))を用います。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用います。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。<u>また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。</u></p>	<p>(資産評価の方法、基準及び基準日) 第28条</p> <p>(6) 第25条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))を用います。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用います。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(金銭の分配の方針) 第32条 (2) 利益の金額を限度として金銭の分配を行う場合には、当該営業期間の租税特別措置法第67条の15に規定されている「<u>配当可能利益の額</u>」の100分の90に相当する金額を超えるものとし ます。</p>	<p>(金銭の分配の方針) 第32条 (2) 利益の金額を限度として金銭の分配を行う場合には、当該営業期間の租税特別措置法第67条の15に規定されている「<u>配当可能利益の額</u>」の100分の90に相当する金額 <u>(法令改正等により当該計算方法等が変更された場合には、変更後の計算方法等によるものとし ます。)</u> を超えるものとし ます。</p>
<p>(<u>成立時の資産の運用を行う資産運用会社 の名称及び住所</u>) 第38条 この投資法人の<u>成立時の資産の運 用を行う資産運用会社の名称及び住所</u> は以下の通りです。 資産運用会社 ジャパンリアルエステ イトアセットマネジメ ント株式会社 <u>東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号</u></p>	<p>(<u>資産の運用を行う資産運用会社の名称</u>) 第38条 この投資法人の資産の運用を行う 資産運用会社の名称は以下の通りで す。 資産運用会社 ジャパンリアルエステ イトアセットマネジメ ント株式会社</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>附則 第1条 削除 (分配金連動報酬の計算) 第2条 第37条に規定する分配金連動報酬の計算において、平成29年3月期までの営業期間に係る「損益計算書上の税引前当期純利益」をその計算の基礎とする場合には、「損益計算書上の税引前当期純利益 (NOI連動報酬及び分配金連動報酬並びに控除対象外消費税等を控除する前の金額とします。)」を、「損益計算書上の税引前当期純利益 (期間報酬及びインセンティブ報酬並びに控除対象外消費税等を控除する前の金額とします。)」と読み替えて計算するものとします。 かかる「期間報酬」及び「インセンティブ報酬」とは、第10回投資主総会における改正前の規約第37条に規定する意味を有するものとします。 なお、本附則は平成31年9月期の分配金連動報酬の支払い後、これを削除するものとします。</p>	<p>附則 第1条 (現行のとおり) (分配金連動報酬の計算) 第2条 第37条に規定する分配金連動報酬の計算において、2017年3月期までの営業期間に係る「損益計算書上の税引前当期純利益」をその計算の基礎とする場合には、「損益計算書上の税引前当期純利益 (NOI連動報酬及び分配金連動報酬並びに控除対象外消費税等を控除する前の金額とします。)」を、「損益計算書上の税引前当期純利益 (期間報酬及びインセンティブ報酬並びに控除対象外消費税等を控除する前の金額とします。)」と読み替えて計算するものとします。 かかる「期間報酬」及び「インセンティブ報酬」とは、第10回投資主総会における改正前の規約第37条に規定する意味を有するものとします。 なお、本附則は2019年9月期の分配金連動報酬の支払い後、これを削除するものとします。</p>
<p>制定 <u>平成13年</u> 5月7日 改正 <u>平成13年</u> 8月29日 <u>平成15年</u> 3月28日 <u>平成17年</u> 5月10日 <u>平成19年</u> 3月27日 <u>平成21年</u> 3月17日 <u>平成23年</u> 3月15日 <u>平成25年</u> 3月19日 <u>平成26年</u> 1月1日 <u>平成26年</u> 2月19日 <u>平成27年</u> 3月17日 <u>平成29年</u> 3月28日</p>	<p>制定 <u>2001年</u> 5月7日 改正 <u>2001年</u> 8月29日 <u>2003年</u> 3月28日 <u>2005年</u> 5月10日 <u>2007年</u> 3月27日 <u>2009年</u> 3月17日 <u>2011年</u> 3月15日 <u>2013年</u> 3月19日 <u>2014年</u> 1月1日 <u>2014年</u> 2月19日 <u>2015年</u> 3月17日 <u>2017年</u> 3月28日 <u>2019年</u> 3月20日</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員中島洋は、2019年5月10日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、2019年5月11日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

また、執行役員選任に関する本議案は、2019年2月7日開催の役員会において、監督役員的全員の同意をもって提出するものであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人の 投資口の口数
やなぎ さわ ゆたか 柳 澤 裕 (1950年9月2日)	1974年4月 三菱地所株式会社入社 1993年6月 同社経理部副長 1999年4月 ロックフェラーグループ社出向 取締役副社長 2003年4月 三菱地所株式会社執行役員企画管理 本部経営企画部長 2005年4月 同社執行役員企画管理本部経営企画 部長兼内部監査室長 2005年6月 同社常務執行役員企画管理本部副本 部長 2006年4月 同社常務執行役員経営企画部長 兼人事企画部担当補佐 2007年4月 同社常務執行役員 海外事業部副担当兼経営企画部長 2008年4月 同社常務執行役員 グローバル事業推進部、三菱地所 ホーム株式会社担当兼メックユーエ スエイ社取締役社長 2009年4月 同社常務執行役員 グローバル事業推進部、広報部、三 菱地所ホーム株式会社担当、内部監 査室副担当 2009年6月 同社取締役兼常務執行役員 グローバル事業推進部、経理部、広 報部、三菱地所ホーム株式会社担 当、内部監査室副担当 2010年4月 同社取締役兼専務執行役員 グローバル事業推進部、経理部、広 報部、三菱地所ホーム株式会社担当 2010年6月 同社代表取締役	0口

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人の 投資口の口数
	2011年4月 同社代表取締役兼専務執行役員 グローバル事業推進部、経理部、三 菱地所ホーム株式会社担当 2012年4月 同社代表取締役兼専務執行役員 グローバル事業部、投資マネジメン ト事業部、三菱地所ホーム株式会社 担当 2013年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員 社長補佐、ビル管理企画部、ビルソ リューション推進部、ビル営業部、 グローバル事業部担当 2014年4月 同社代表取締役兼副社長執行役員 社長補佐、ビル業務企画部、ビル運 営事業部、街ブランド推進部、美術 館室担当 兼丸の内ダイレクトアクセス株式会 社取締役社長 2015年4月 同社取締役 2015年6月 同社常勤監査役 2016年6月 同社取締役 常勤監査委員 2018年6月 同社顧問（現職） （現在に至る）	

注：候補者柳澤裕は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりませ  
ん。候補者柳澤裕と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、梅田直樹を第一順位、根津佳津男を第二順位とします。なお、本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2019年5月11日より2年間とします。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2019年2月7日開催の役員会において、監督役員的全員の同意をもって提出するものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人 の投資口の 口数
1	うめ だ なお き 梅 田 直 樹 (1965年11月5日)	1988年4月 三菱地所株式会社入社 2008年4月 同社投資マネジメント事業推進室副室長兼グローバル事業推進部副長 2008年6月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社取締役(非常勤)就任 2009年3月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社取締役(非常勤)退任 2009年4月 三菱地所株式会社グローバル事業推進部副長 2012年4月 同社グローバル事業部副長 2013年4月 メックユーケー社出向 2013年5月 同社取締役副社長 2014年4月 三菱地所ロンドン社取締役社長兼メックユーケー社取締役社長 2016年4月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社出向代表取締役社長(現職) 2018年4月 三菱地所株式会社グループ執行役員(現職) (現在に至る)	0口

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 投 資 法 人 の 投 資 口 の 口 数
2	ね づ か づ お 根 津 佳 津 男 (1960年 9 月 28日)	1985年 4 月 モルガン銀行東京支店入社 1997年 4 月 J Pモルガン証券株式会社スト ラクチャードプロダクツ部長 1998年 7 月 同社資本市場部長 1999年 4 月 D K Bモルガン投信株式会社執 行役員営業本部長 2001年 6 月 ジャーディンフレミング投信投 資顧問株式会社投資信託部長 2002年 7 月 J Pモルガンアセットマネジメ ント株式会社執行役員投資信託 営業本部長 2009年 4 月 ジャパンリアルエステイトア セットマネジメント株式会社財 務部 2009年 6 月 同社財務部長 2012年 7 月 同社執行役員財務部長 2017年 4 月 同社常務執行役員財務部長（現 職） （現在に至る）	0口

注：候補者梅田直樹は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の代表取締役であります。その他、候補者梅田直樹と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

注：候補者根津佳津男は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社の常務執行役員財務部長であります。その他、候補者根津佳津男と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠執行役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員岡野谷知広、鷹野宏明の両氏は、2019年5月10日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、2019年5月11日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 及び当投資法人における地位	所有する 当投資法人 の投資口の 口数
1	おかのや ともひろ 岡野谷 知広 (1957年10月28日)	1986年4月 司法修習修了 弁護士登録(東京弁護士会) 河村法律事務所入所(現職) 2005年5月 当投資法人監督役員(現職) 2012年4月 慶応義塾大学大学院法務研究科 教授(現職) (現在に至る)	0口
2	たかの ひろあき 鷹野 宏明 (1969年1月10日)	1992年10月 中央青山監査法人(旧中央新光 監査法人)入所 1996年4月 公認会計士登録 2001年2月 税理士登録 2002年3月 同監査法人退所 鷹野公認会計士税理士事務所設 立(現職) 2005年3月 株式会社ビッグウェイブ監査役 (非常勤)(現職) 2007年11月 アイシーシー株式会社代表取締 役(現職) 2017年5月 当投資法人監督役員(現職) (現在に至る)	0口

注：候補者岡野谷知広は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者岡野谷知広と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者岡野谷知広は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

注：候補者鷹野宏明は、アイシーシー株式会社の代表取締役及び個人の資産管理を目的とする合同会社3社の代表社員です。この他に、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者鷹野宏明と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、候補者鷹野宏明は、現在、当投資法人の監督役員として当投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

株式会社ビッグウェイブは、イベント等に関する広告代理店であり、アイシーシー株式会社は、鷹野公認会計士税理士事務所に本店を置く経営コンサルティング会社です。

### 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第4号議案における監督役員の就任日である2019年5月11日より2年間とします。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当投資法人の 投資口の口数
木 屋 善 範 (1957年7月21日)	1997年4月 司法修習修了 弁護士登録（東京弁護士会） 河村法律事務所入所（現職） 2009年4月 慶応義塾大学法学部非常勤講師（現職） （現在に至る）	0口

注：候補者木屋善範は、他の会社の代表者又は他の投資法人の執行役員を兼務しておりません。

候補者木屋善範と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

なお、上記補欠監督役員については、その就任前に当投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

### その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、当投資法人の規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

